

教職科目内容「教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項」に関する一試論

小 滝 正 孝

教職科目内容「教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項」に関する一試論

An Essay on the Teacher's Training Course Content "Social, Institutional, and Administrative Matters Related to Education"

小滝正孝

Masataka KOTAKI

はじめに

国民の教育に対する期待に応えるため、文部科学省は、学芸と実践性の両面を融合した高い水準の教員を養成することを目指している。そうした教員の養成に関し、中央教育審議会(以下「中教審」という。)は、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成 27 年答申)において、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針である「教職課程コアカリキュラム」を作成し、教員養成の全国的な水準の確保を図っていくことが必要であると提言した。

こうして作成された「教職課程コアカリキュラム」では、教職課程の各事項について、学生が習得する資質能力が示された。本稿は、教職課程を学ぶ学生向けに書かれたテキスト及び教育の入門書等を用いて、教職課程の「教育の基礎的理解に関する科目」である「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」において修得すべき内容を概観するとともに、保育者を志す学生が多く就職する和歌山県での幼児教育の状況や施策等と照合し、学修の成果を生かすための留意点を提示することを目的とするものである。

1 教職課程コアカリキュラム

教職課程コアカリキュラムでは、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を、「全体目標」「一般目標」「到達目標」として表されている。「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」については、次のとおりである。

全体目標：

現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

(1-1) 教育に関する社会的事項

一般目標：

社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにこれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標：

- 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
 - 2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
 - 3) 近年の教育政策の動向を理解している。
 - 4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。
- (1-2) 教育に関する制度的事項

一般目標：

現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

到達目標:

- 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
- 2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
- 3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
- 4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

(1-3) 教育に関する経営的事項

一般目標:

学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標:

- 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
- 2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
- 3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
- 4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

(2) 学校と地域との連携

一般目標:

学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

到達目標:

- 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
- 2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

(3) 学校安全への対応

一般目標:

学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

- 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
- 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全

管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

このように、全体目標として、現代の学校教育に関する「社会的事項」「制度的事項」「経営的事項」の基礎的な知識の修得、関連する課題の理解、「学校と地域との連携」の理解、「学校安全」に対する基礎的知識の修得が、全体目標として示されている。いずれの項目についても、現代までの教育学の研究や実践の成果を基に、学校教育をより堅固で且つ柔軟なシステムとして機能させるために導入し改善してきたものである。保育者を目指す学生にとっては、現在の学校教育の枠組について、その内容だけではなく、構築された経緯・理由等も含めて学修し、将来、保育・教育の場で働いた時に創意工夫できる基盤となる知識を修得してもらいたい。

そのためには、我が国全体の現状を理解するとともに、各地域で行われている創意工夫された取組についても目を向けて学んでいく必要がある。その基礎を固める教科目としてそれぞれの内容を見ていきたい。

2 教育に関する社会的事項

2-1 社会の状況と教育政策

現代の社会は、少子高齢化、グローバル化、科学技術の高度化、情報化、人間関係の希薄化など、益々複雑で多様化してきている。また、子供をめぐる課題としては、いじめ、不登校、ゲーム依存、体力や運動能力、学力の格差、貧困など環境に影響されるものが多い。

こうした状況に対応するために教育に頼るところは大きく、学校教育にその対応が加えられてきている。いじめや不登校等への対応はもちろん、社会の変化への対応として、思いつくだけでも、英語教育、消費者教育、主権者教育、プログラミング教育、がん教育、防災教育と枚挙に暇がない。

こうした現代の社会的な教育課題への対応について、まず『最新 保育士養成講座』総括編纂委員会編の『最新 保育士養成講座第2巻 教育原理』（以下『教育原理』という。）から考えていくこととする。

『教育原理』では、国の教育振興基本計画（平成30年閣議決定）に基づいて、教育課題とその解決策を紹介している。

最初に、日本社会の現状と課題として、人口減少と高齢化を取り上げている。特に、生産年齢人口の落ち込みは、2030年にはOECD加盟国中最下位に位置すると予想されるし、高齢化についても65歳以上が人口の3割を占めると言われていると紹介している。家庭では、出産・育児の時期における女性の就労は改善が見られるものの、出産後の就労は依然課題とされている。次に、技術革新の進展に触れ、Society5.0の到来が紹介されている。グローバル化の進展も大きな影響をもたらし、近隣のアジア諸国の経済成長は人口の増加を背景に一層進み、日本の国際的地位は低下すると述べている。最後に、情報やサービス業といった生産性の高い仕事は都市部に集中することもあり、地域間において、所得や進学率に格差が見られると紹介している。

教育をめぐる課題に関しては、国の教育振興基本計画で取り上げられているものを、次のように列挙している。幼児期の重要性に対する認識が指摘されており、生活体験の大切さやこの時期に身に付けておかなければならないことが言及されている。小中学校教育では、学力は改善傾向が見られ学習時間も増加傾向にある。一方、学習経験が生活経験に結び付けられ主体的に解決することにつながっているか不明である。諸外国と比べて、将来の夢や目標を持つ子供の割合が増えない。自己肯定感が低い。高校生に関しては、生徒間の学力格差がある。大学生の学修時間が海外と比較して短い。その他、ICTを利用する時間は増えつつも、授業においてコンピュータを使う生徒の割合はOECD加盟国の中で下位に位置している。インターネットを経由して情報を手にしても、内容を吟味したり、的確に把握したりする力に問題がある。運動する子供としない子供に格差が広がっている。生徒指導の課題としては、いじめ、不登校が小中高校のあらゆる段階で見られる。

このような課題に対し、今後の教育政策の基本方針として、国の教育振興基本計画の5つの方針を紹介している。

- 1) 夢と志を持ち可能性に挑戦するために必要となる力を育てる。
- 2) 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
- 3) 生涯学び、活躍できる環境を整える。
- 4) 学びのセーフティネットを構築する。
- 5) 教育政策推進のための基盤を整備する。

具体的な取組としては、1) 知徳体の調和の取れた育成、2) グローバル化や技術イノベーションに対応できる資質能力、3) 人生100年時代を

見据えた生涯学習や生活や社会の持続的発展に資する学びの推進、4) 家庭の経済状況や多様なニーズに対応した教育機会の提供、5) 授業や勤務に関わる学校の指導体制の整備やICT活用のための基盤整備を紹介している。この教育振興基本計画に目を通すと、国際社会における日本の状況を克服するために学びがどうあるべきかについて、国の考えや姿勢が明確に示されている、と解説している。

2-2 和歌山県の教育施策

次に、こうした国の政策を踏まえた上で、和歌山県の施策を「第3期和歌山県教育振興基本計画」（平成30（2018）年3月策定、計画年度は2018～2022年度）（以下「県教育振興基本計画」という。）から学校教育を見ていくこととする。

「第3期和歌山県教育振興基本計画」では、「未来を拓くひとを育てる和歌山」を将来像に掲げ、次の5つの基本的方向、1) 未来を拓く「知徳体」をバランス良く備えた人づくり、2) 信頼される質の高い教育環境づくり、3) 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり、4) 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術。文化遺産に親しむ社会づくり、5) 人権尊重の社会づくり、が示されている。

この中で、県独自の特色ある取組を挙げると、学力・体力の向上、いじめ・不登校対応、道徳教育、ふるさと教育、国際人の育成、幼児教育、ICT教育、コミュニティ・スクールがある。

ここでは、幼児期の教育の充実について、施策を詳しく見ていくことにする。

県教育振興基本計画において、和歌山県は、幼児教育の推進計画を策定し、幼児期の教育全体の質の向上と幼児期から児童期への円滑な接続による一貫した教育の充実に取り組むこと、関係職員の研修やアドバイザーの訪問指導により保育者の資質及び専門性の向上を目指すこととした。これは、「教育基本法」の改正、「子ども・子育て支援制度」の実施、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」（以下「教育要領等」という。）の改訂など、幼児教育の質の向上を目指した国の一連の動きを受けたものである。

こうして策定された「和歌山県幼児教育推進計画」（平成31（2019）年4月）では、子供が夢中になり主体的な活動としての遊びを展開することが重要であり、めざす幼児教育の方針として「幼児期の発達の特徴に応じ、子供が

夢中になり主体的に遊ぶ体験を大切にすることを掲げ、めざす子供像を「遊びを見つけ、遊びこむ中で、好奇心や探究心をもって、人やものとかかわろうとする子供」としている。この方針や子供像の実現をめざし、次の4つの計画の柱とめざす姿・数値目標が示されている。

◆4つの計画の柱と指標（めざす姿・数値目標）一部抜粋

- 1 保育者の資質及び専門性の向上
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園関係職員 合同研修受講者による研修内容の評価（5段階評価平均値）
4.4（2016年度）→4.5以上（2022年度）
- 2 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携・円滑な接続の推進
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携・接続の状況におけるステップ3段階以上の市町村の割合
 - * 「ステップ3」：交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている
13.3%（2016年度）→100%（2022年度）
- 3 特別な支援を必要とする子供の援助・支援の充実
 - ・ 幼稚園における特別支援を必要とする子供の「つなぎ愛シート」の作成率
28%（2016年度）→100%（2022年度）
- 4 家庭や地域社会との連携推進
 - ・ 「家庭教育サポートブック」等の活用状況
各園・所において、保護者が家庭教育について学ぶ機会が充実している。【園・所訪問を通じて】
また、幼児期の教育の質の向上のため、教育要領等において、特に5歳児後半に幼児が身に付けておくことが望まれる具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された。また、それを小学校でも活用し、幼・小の接続が円滑になるように提言されている。
これに加えて、和歌山県では、「平成30年度『幼小連携・接続、子供の育ちと学び』に関する実態調査」（和歌山県教育委員会調査）から浮かびあがった子供の課題等をもとに、小学校生活を支える基礎的な力として、小学校入学後の姿をイメージして「育てたい具体的な子供の姿」を次のように整理している。（次頁にイメージ図を引用）

「育てたい具体的な子供の姿」
～小学校生活を支える基礎的な力～

- ・ 不思議に思ったことや疑問に思ったことを尋ねたり、進んで調べたりする
- ・ ひらがなや数の読み書きに、興味・関心をもって取り組む
- ・ 見たり聞いたりして感動したことを、言葉や絵などで表現する
- ・ 決められた時間内は、椅子に座ってしっかり話を聞く
- ・ 順番など、集団活動でのきまりを守る
- ・ 友達と助け合って、楽しく学校生活を送る
- ・ 身近な動植物の世話をしたり、観察をしたりして、親しみをもち、生命を大切にする
- ・ 自分の思ったことや困ったことを、友達や先生に相談したり、話したりする
- ・ 自分の身近にいる学校内外の人々と、あいさつなどを通して関わる
- ・ 持ち物の整理や着替えなど、自分のことは自分でする
- ・ チャイムや時計を意識し、時間割にあわせて見通しをもって行動する
- ・ 食事のマナーを守り、好き嫌いをなく友達と楽しく食べる
このように、和歌山県では、「遊びをとおした総合的な指導」を幼児期における教育の基本理念として掲げ、保育者が具体的な子供の姿をよく観察し、子供一人一人に「育てたい具体的な姿」が見られるよう環境構成を工夫して主体的な活動としての遊びに結びつくよう支援していくことを求めている。

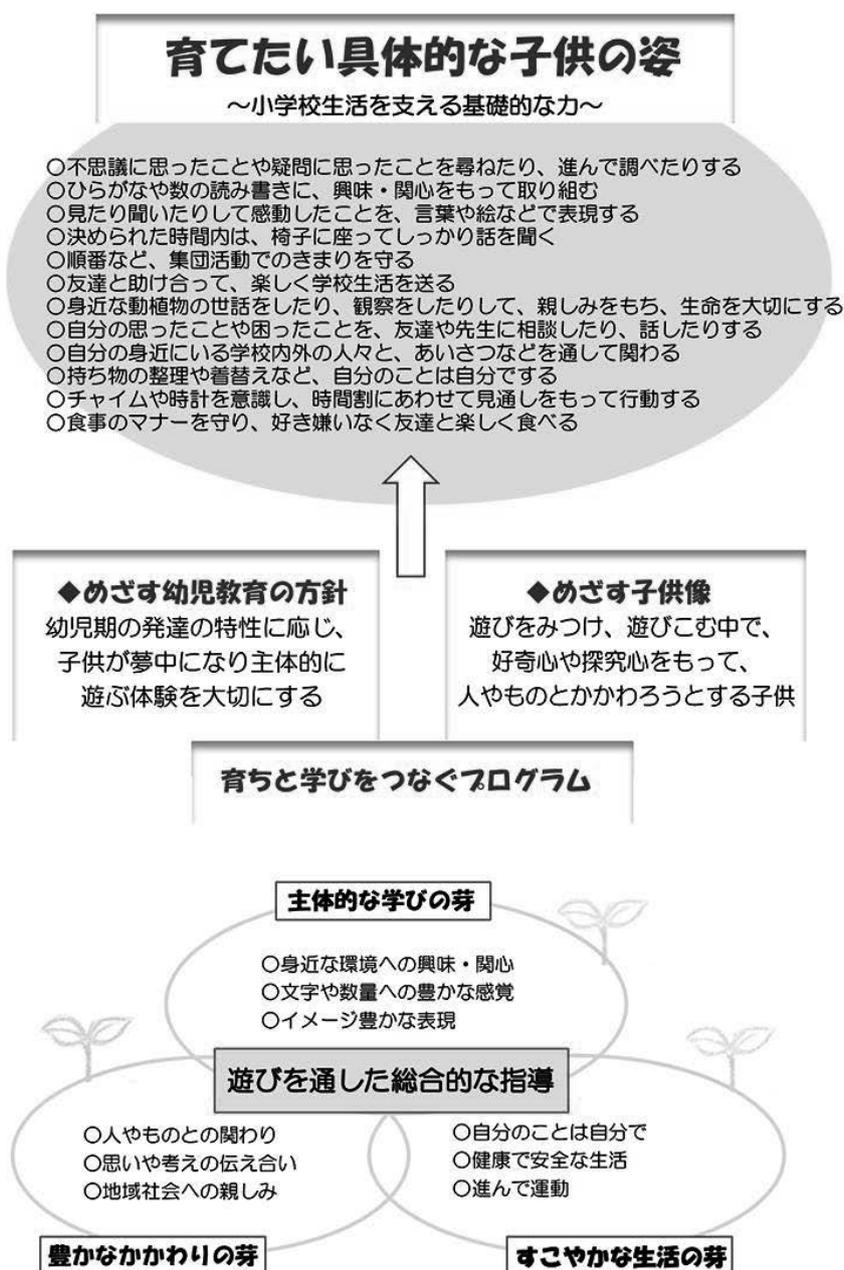
また、こうした幼児期の教育の成果を小学校での指導に取り入れ、小学校での学習や生活に円滑に移行できるよう幼小の連携を深めることも求めている。

保育者の養成期に当たる大学においても、こうした具体的な子供の姿をイメージしながら、学内での学修や実習で子供に対する働きかけや支援のあり方を学ばせていく必要がある。

加えて、地域の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携体制を構築するため、小（中）学校区単位での「幼小連携推進会議」等の実施も促進されているところである。同じ子供の姿を見ても、遊びを中心に子供を指導する保育者と教科の学習目標の修得から指導する小学校教員とで見取り方が異なる結果も、和歌山県教育委員会の調査に表れている。子供が小学校に入学したとき学習環境や生活のルールにとまどう小1プロブレムも見受けられる。小

学校との連携も見据えて保育にあたる力を培っていかねばならない。

参考：「和歌山県幼児教育推進計画」（平成31（2019）年4月）から抜粋



3 教育に関する制度的事項

3-1 公教育の原則

教職課程コアカリキュラムで一般目標として示されている現代の公教育制度の理解に関して、まず、我が国の公教育について、『教育原理』から考えていくことにする。

同書では、教育制度のはじまりを次のように解説している。19世紀に先進国で近代国家が成立し、世界が国際化に向かう中で経済や軍事の発展が必要になり、教育がその手段として注目された。経済を豊かにする人材の育成、軍人や労働者として働くための規律訓練を全ての国民に提供するために国民教育という考え方が登場した。法治国家になった近代国家では、国民教育を確実に進めるために教育を法律によって定め、制度として構築した。日本では、明治5(1872)年に「学制」が公布され、教育制度の端緒となった。現代の教育制度は、第2次世界対戦後、昭和21(1946)年の日本国憲法の公布に続く教育基本法の制定(昭和22[1947]年)、学校教育法の制定などにより成立した。

次に、同書では、現代の教育制度の原則を、「教育を受ける権利と教育の機会均等」、「行政による義務性と無償性」、「幼児教育の無償化」の3点から解説している。

「教育を受ける権利と教育の機会均等」は、日本国憲法第26条に規定されている。教育には、国が目指す国のあり方を実現することに貢献できる国民を形成していく一面と、子供自身の自己実現を支援する面を持っている。子供は、自身の幸福のために教育を受ける権利を備えているのである。また、教育基本法第4条でも、いかなる人も差別されることなく教育を受ける機会が保証されることがうたわれている、と解説している。

「行政による義務性と無償性」は、日本国憲法第26条第2項に規定され、教育基本法第5条において、保護者の義務とその目的が詳しく規定されている。義務は保護者が子供に普通教育を受けさせる義務があり、その目的は、個人の自己実現の基礎を培うことと、国家や社会の一員としての資質を養うことと解説している。また、行政機関が実施責任を負っていることも抑えておく視点として書かれている。また、無償性については、教育を受ける権利と教育の機会均等を実現するために、同法第5条第4項において授業料を徴収しないと無償の内容が示されており、さらに、教科書無償制度について解説している。

「幼児教育の無償化」については、「新しい経済政策パッケージ」(平成29[2017]年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30[2018]年6月15日閣議決定)において、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子供の利用料を無償化する方針が示され、消費税率引き上げ時の2019年10月1日から実施することになっている、と紹介している。

『教育原理』が発行されたのは2019年7月であり、無償化についても予定として紹介されている。実際には、同年10月から、子ども・子育て新制度がスタートしている。法的には就学前教育であり、教育を受ける権利には該当しないが、保育者を目指す学生には、その背景も含めて学んでおいてもらいたい問題である。

3-2 公教育と学校制度

続いて、我が国の学校制度について、『教育原理』から考えていくことにする。

同書では、公教育とは法令に基づいた制度としての教育の総称であり、主に学校教育をさしている。学校教育については、教育基本法第6条で規定されている。同法で、学校教育では、第1に、発達に応じた体系的な教育を組織的に行うこととしており、これがカリキュラムや学級などの体制の編成原理となっている。第2に、社会の一員としての規範意識や振る舞いを身につけることがめざされている。知識内容よりも自ら学ぶ意欲を高めることを重視することが求められており、このことが、コンピテンシー(資質・能力)を育てるためのアクティブ・ラーニング(主体的・対話的で深い学び)の重視へとつながっている、と解説している。

公教育の定義については、次のことも補足しておきたい。教育基本法第6条第1項に「法律に定める学校は、公の性質を有するもの」とある。学生には、この「公の性質」に着目させる必要がある。ここでいう「法律に定める学校」とは、学校教育法第1条に規定された学校であり、国民の人格の完成を目指すとともに、国家及び社会の形成者を育成するためのものである。このように、学校は一部のものの利益のためではなく、国家公共の福利のために尽くすことを目的とすべきものであり、このことが「公の性質」を意味するものとなっている。法令に基づいた教育制度は、国家公共の福利のためのものであることを抑えさせ

ておきたい。また、第2の解説については、論理の飛躍があり、知識内容の習得より意欲を重視しているとの誤解を生じさせる懸念がある。教育の目的・目標は、同法第1条及び第2条で規定されている。ここでは、生涯学習の基盤となる個々の学習意欲や態度を育成することが重要であり、教育を行う者が教育を行うに当たって留意すべき事柄を規定したものであることを抑えておかなければならない。

また、『教育原理』では、公教育の原則として義務性、無償性に加えて中立性についても項を設けている。政治教育について定めた教育基本法第14条で、政治的教養を学ぶことを尊重する一方で、特定の政治的立場に立った教育や活動を禁じており、中立な教育を行うことで、主体的に政治的な選択を行う市民の育成を図ると解説している。また、宗教教育についても同法第15条で定められており、国公立学校が特定の宗教のための教育活動を行うことを禁じていることを解説している

このことは、先の義務性、無償性と同様に、公教育が公の性質を有するものであるために、一部のものの利益に有することがあってはならず、常に、不偏不党、中立でなければならぬことに十分注意しておく必要がある。

3-3 就学前の教育制度

保育者を志す学生は、就学前の教育を行う幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園について、法的根拠と概要を理解しておく必要がある。『教育原理』では、それぞれの法的根拠と留意事項を次のように解説している。

幼稚園は、学校教育法に規定されており、同法第22条に目的が、第23条に目標が規定され、第24条では、家庭や地域における幼児期の教育に努めることが求められていると説明している。また、幼稚園に置かなければならない職と職責も紹介している。

教諭に関しては、幼児の保育をつかさどると紹介しているが、「つかさどる」という語は、子供を保育するという職務だけではなく、管理運営も含めた園の用務についても、分担処理するという意味が含まれていることを学生には認識させておくことが重要であると思量する。保育同様、園の用務も職員それぞれの任務全体を見通して遂行し、互いに連携をとって執り行うことが園での保育の質の向上に繋がる。また、職員の士気を向上させ、仕事の負担軽減にも繋がってくる。各々の業務に対する誇りと責任

感、加えてチームワークの大切さを伝えていきたいものである。

次に、幼保連携型認定こども園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に規定されており、法的には、幼保連携型認定こども園は、他の類型の認定こども園とは異なり、法に基づいた幼稚園とも保育所とも異なる施設として認可されている。学校であり児童福祉施設であるとともに、子育て支援を行う施設である。幼稚園も保育所も子育て支援を行い、その根拠法令もあるが、施設の定義及び目的として子育てが一体的に明記されているのは、幼保連携型認定こども園だけであると解説している。保育教諭については、国家資格や免許ではなく職名であり、同法第15条によると、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ保育士としての登録を受けた者でなければならないと説明している。

次に、保育所については、児童福祉法第39条で保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて行うことを目的とする児童福祉施設と規定されていると解説している。ただし、平成30（2018）年施行の保育所保育指針において、幼児教育を行う施設として育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が幼稚園及び幼保連携型認定こども園と共通化された。3歳以上の教育については法的にも同様のものとなっており、「幼稚園は子どもを教育し、保育所は子どもを預かる」といった誤ったイメージは一層明確に否定されることになったと強調している。

現在、「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、第208回通常国会で成立し、令和5年4月から施行されることとなっている。「こどもをまんやかに」をスローガンに、子供や子育てに関する重要事項や子供の権利や利益を保障するための調査や審議が行われることとなっている。子どもの権利条約の根本理念である「子どもの最善の利益」を統括する部署として期待されるが、幼児期の教育と保育の一元化という長年の懸案事項は先送りとされた。このことに対する評価は様々で、幼児期の教育についての独自性、多様性が今までと変わらず保障されて良しとする見方もあれば、縦割り行政の課題が解決されないまま改善されず不可であるという見方もある。議論が尽くされ合意形成がなさ

れていない以上、性急に行政主導で形を決めるのは、時期尚早である。幼稚園や保育所が多く作られるようになった1960年代とは、家庭、地域社会、働き方の状況は著しく変化している。現状をよく踏まえ、スローガンのごとく「こどもをまんなか」に据えた上で、親への支援も手厚く、少子化に歯止めもかかるよう、5年毎の計画の見直しの中で熟議し、方向を決めるよう国民全体で考えていかねばならない問題である。

3-4 教育法規・教育行政

続いて、我が国の教育行政の仕組みについて、『教育原理』から考えていくことにする。

日本の教育行政は、文部科学省が制度の基幹部分を定めるが、実施については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）に基づき、各地方教育団体が地域の実情等に応じて自律的に行うこととなっていると、同書では説明している。また、地教行法において、教育委員会の設置や教育の振興を図るために総合的な施策の「大綱」を定めること、首長と教育委員会とで「総合教育会議」を設けることが規定されていると解説している。

次に、教育委員会について、次のように詳しく解説している。教育委員会が首長部局から独立しているのは、教育行政の政治からの独立性や自立性をもたせるものであるが、平成26（2014）年6月の地教行法改正により、総合教育会議などのように、首長が教育委員会とともに直接教育行政に関わり、影響力を行使することができるようになった。地方教育行政の自立性の課題と捉えるか、一体化した取組として肯定的に捉えるかは、一層検討していかなければならないと解説しており、課題となり得る制度改正であることを示唆している。その他教育長や教育委員の任命、人数、任期、服務、中立性の確保、教育委員会の職務権限について説明している。

平成26（2014）年6月に地教行法が改正されたのは、2011年に大津市の中学校でいじめによる中学生の自殺があった事件の影響が大きい。この事件において、教育委員会は、事件に対する調査や対応が不十分であると市長や世論から指摘を受け、教育の場における教育委員会の存在意義が問われる結果となった。その後、いじめに関しては、「いじめ防止対策推進法」が制定されることとなり、行政

組織に関しては、教育委員会任せにせず、首長も積極的に関わるよう上記のように地教行法が改正された。

もう少し詳細に述べると、この改正は、レイマン・コントロールの制度そのものの変更ではないが、次の2点についての強化をめざしたものである。一つは、教育委員長と教育長の二重の長がいることの修正で、教育長が教育委員を兼ね実質の長となることによって責任の所在を明確にし、リーダーシップを發揮させようとしたものである。もう一つは、専門家集団でない教育委員会であるがゆえに生じる問題に、教育長を含めた事務局がその脆弱さを補うこととしていたが、この機能が弱いため、首長が教育委員会に対して意見を述べることで、教育行政を強化することをめざしたものである。

首長が教育に積極的に関わるようになると、前述したとおり教育行政の強化につながる面は確かにある。首長がより良き社会を目指して取り組む中に教育問題への対応があつてしかるべきである。首長の責任も重くなると当然予算面にもそれが反映され教育環境は充実してくるであろう。しかし、急激な変化をもたらす危険性があることも否めない。例えば、競争原理を持ち出し、学力テストの結果を高等学校入学者選抜の資料に用いようしたり、学校や教員を査定しようしたりするような動きの報道もあった。1960年代に当時の文部省が全国学力テストを行ったが廃止とした経験が生かされず、歴史を繰り返してしまう可能性がないとは言えない。総合教育会議にしても、首長と意見が分かれるようなとき、教育長の任命権者である首長とどこまで議論できるのかが課題であると思量する。総合会議の会議録は公表されることとなっているが、改正当時は開催されたものの、熱が冷めると見送られていることが多いように見受けられる。首長と教育委員会が何をどのように議論しているのか注視していく必要がある。

3-5 コミュニティ・スクール（学校と地域との連携）

社会を住み良く活性化するためには、住民の力が重要である。学校教育に限らず、公平公正な立場で、住民の力を高めていけるような仕組みを構築していく必要がある。こうした仕組みの一つとして、次にコミュニティ・スクールを取り上げてみることにする。

コミュニティ・スクールについて、『教育原理』では、学校は地域で運営する時代になった。これがコミュニティ・スクールというあり方に具現化されているとの見解を

述べている。内容としては、平成29(2017)年4月改正の地教行法第47条の5において、学校運営協議会の設置が努力義務規定となったことを紹介し、その後、学校運営協議会委員の規定、学校運営協議会の任務を紹介している。まとめとして、学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、学校と地域の組織的継続的な連携を可能とするよう学校運営協議会の設置が進められているとまとめている。

教育行政にレイマン・コントロールを導入し教育の中立性・自立性を重んじたように、ともすれば教職員中心になりがちな学校運営に地域住民の声を入れようとした制度であると思慮する。平成29(2017)年4月の地教行法改正で学校運営協議会の設置が努力義務として規定されたことは、なかなか進まないこの制度を全国に普及させたいという文部科学省の思いが受け取れる。文部科学省としては、学校だけでは解決が困難な課題に対応するため、地域ぐるみで学校を支える仕組みを構築することを意図しているが、教育委員会や学校からすると、自分たちは教育の専門家であり、外部の力を借りなくてもやっていけるという自負と、外部の意見を取り入れ対応していくことは、余計な手間暇がかかってしまうという危惧があるように思われる。加えて、学校運営協議会は教職員の採用や任用に関しても意見を述べるができるため、人事には触れられたくないという意識も強くアレルギー反応となって表れている面がある。

このような状況の中、和歌山県は積極的にコミュニティ・スクールを導入し、公立の全学校種(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)における導入率は、令和4(2022)年5月現在で96.8%と全国1位である(全国平均は42.9%)。また、社会教育として行われている地域学校協働本部の設置率も89.4%と全国1位である(全国平均は57.9%)。

コミュニティ・スクールを運営する上で重要な点は、校長・園長のビジョンとリーダーシップである。地域の要望等を踏まえた上で、どのように学校を運営していくか明確な言葉で語らなければならない。また、当然のことであるが、真摯に委員の声を聞くことである。遠慮がちに述べられるときにこそ注意を払うという姿勢が肝要であると思慮する。加えて、教職員への周知である。学校運営協議会で

の審議が管理職や担当者だけのものとなっていては教職員の真の理解が得られない。また、地域との連携で一番大切なのは、お互いが顔を見ながら話すことである。学校運営協議会委員と教職員を結びつなぐ場を数多く設け、一体となって学校を良くしようとしていく風土を作っていく必要がある。特に新規採用や新任教職員は、地域とのつながりが乏しいため、交流できる場を数多く設けるなど配慮が必要である。学生には、幼児の保育、教育を行う上で、保護者だけでなく地域の方の思いや願いを敏感に感じ取ることができるよう、多くの人との会話や対話を日頃から行うことを意識させていく必要がある。このような地域社会の方と触れ合う姿勢を身につけるためにも、ボランティア活動に取り組み事はよいトレーニングになる。大学としても様々な機会を紹介していくことが大切である。

3-6 諸外国の教育制度

諸外国の教育制度について、『教育原理』では、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国の6か国の教育制度を取り上げている。就学前から義務教育段階までを我が国と比較し、様々な可能性を考える資料になることを意図して書かれている。就学教育前及び初等中等教育については、公立私立の割合や就学教育前の公的助成についての記述が多い。6か国の就学教育前の私立公立の割合を表で示している。例えば、日本は75.1%であるが、最も私立の割合が少ないフランスでは12.4%であるなど、各国の事情によって異なることが理解できる。公的助成に関しても各国で異なり、次の例を紹介している。アメリカ合衆国では、3~4歳の就学前学校は、親が費用を負担する民間業者によって提供されており、特別な支援を要する子供や経済的に不利な状況の家庭のみ公的支出が行われてきた。近年、質の高い就学前教育へのアクセスを保障する制度を目指し、州毎にユニバーサルプレスクール政策が導入されつつある。イギリスでは、2~5歳で就学前教育・保育が行われており、設置形態に関わらず「全国共通教育課程」に基づいて教育活動を実施し、「教育水準局」による認証及び監査を受ける義務を履行していれば、在籍する子供の数に応じた予算配分額が配分される。フランスでは、就学前教育は幼稚園または小学校附設の幼児学級・幼児部で行われ無償である。保育施設は社会福祉施設として有償(所得・収入などに応じた利用料)である。中国では、就学前教育は民間園が普及しており、都市部では

多様な就学前教育プログラムが提供されているが、親の負担が大きくなっている、と解説している。

何事についても、自分たちが受けてきた制度や環境が標準であると思い込むとその殻から出られなくなる。教育についても同様で、義務教育の年限や制度も世界中ほぼ日本と同様と思いがちである。しかし、国家の目的、文化、価値観、経済状況等により、多様な教育計画や制度が存在する。幼児教育についても、各国での子供観や文化、家族のあり方も影響して、世界で多様な制度が存在している。

『教育原理』では、学校教育制度を説明することにより、それぞれの国家が、能力や適性で国民をどのように育てようとしているのか理解を促している。制度面でいうと、先に挙げた就学前教育の公立私立の別や公的助成の状況のほか、教員・保育者一人あたり受け持つ子供の数も比較したいところである。一人一人の子供を、どの程度の集団で学習・生活させるのが良いのかという教育方法に係る問題と、教員・保育者の労働時間とを併せて考える必要があるからである。教育の質、安全の確保を保証するとなれば、指導者を要することになる。そこには、財源が伴い、また、能力ある指導者を養成・確保できるかという問題もある。これからの我が国の教育・保育を考えるときの要素として意識させておきたい。

4 教育に関する経営的事項

4-1 学校経営

学校経営の基礎について、田代、森川、杉山編著『MINERVA 教職講座⑤ 教育の経営と制度』（以下『教育の経営と制度』という。）から読み取り考えていくこととする。

同書では、学校経営は、概括的にいえば組織としての学校を維持し、学校教育の目的を効果的に達成させる総括作用であるとし、学校経営の基礎の一部分として、「学校教育目標」「校務分掌組織」「教育指導組織」の3点を取り上げて解説している。

本稿では、学校教育目標の設定の面から、学校経営について見ていきたい。『教育の経営と制度』では、学校目標の設定の基本的視点の第一に法的規定があり、まず日本国憲法第26条「国民の教育を受ける権利」を挙げ、次に教育基本法第1条、続いて学校教育法第17条を挙げてい

（省令）としての学習指導要領が目安として位置づけられていると解説している。第二の視点として、児童生徒の実態を十分に踏まえることが不可欠であるとしている。

こうした基本的視点を踏まえて、各学校は主体的に教育目標を設定するのであるが、その設定作業の過程として「原案作成」→「審議」→「決定」の3段階があると説明している。「原案作成」の留意点として、学校構成員や保護者等可能な限り幅広く意見や要望を組み入れることとしている。更に重要なことは、原案作成の段階で、全教師の意見、意向を反映させる組織的な工夫であるとしている。「審議」の過程においても、全教職員で原案を十分審議することが必要であり重要であると主張している。理由は、教職員は、教育課程に沿った組織的教育を提供し、分担した仕事に従事する。それゆえ、設定過程への参加や目標の意義に共通認識があることが成果に著しい影響を及ぼすからであると解説している。「決定」については、法的権限は校長にあると説明している。

学校目標設定の留意点として、学校に関わる多くの者に関わってもらうことと主張しているのは重要な視点である。人は関わったことには責任を感じ、当事者としてその目標達成を願い努力するようになる。最終決定は校長が行うものであるが、如何に当事者意識をもたせるかが経営の要点である。加えて、こうした目標設定に関わることは教職員の資質向上のためのOJTとなる。教員の仕事は変化に富むものではなく、基本的に自身の経験も踏まえ、過去から築かれてきた学校教育の内容を継承していくものである。ともすれば前例主義で、なぜ行おうのかという検証なしに昨年通りのことを行っていることが多い。学校教育に急激な変化をもたらす必要はないと考えるが、学校目標の設定過程を通して、児童生徒の実態を踏まえた改善を図っていくことが、教育内容の充実のためにも教員の資質向上のためにも大切なことであると思慮する。詳しく述べると、経験の浅い教員にとっては、教育目標を審議する中で、経験を積んだ教員の教育理念や思想に触れることができ、自分の教育観を確立することに生かすことができる。個人的な思い込みや偏向のない教育理念等を形成していくことで、生涯学びつづける教員に成長し、その理念等をもとに、教育内容を充実させていくことにつながる。こうした正の循環を組織内に構築するためにも、全教職員が教育目標の設定に関わることは重要であると考えられる。

また、同書では、学校教育目標実現のための指導計画において、計画 - 実施 - 評価 (PDS 方式) と称される点検・評価機能の必要性にも触れている。筆者は、PDS の中で最も大切なのは Plan であると考えている。目標設定が誤っていれば効果は期待できない。あるいは、目標に到達するためには、より細かな目標を設定しなければならないことも生じてくる。状況に応じた目標設定を随時に行うことが、目標管理で組織をマネジメントする際の要点であると考え。こうした日々の細かなチェックは校長だけでは行えない。教職員が常に問題点を意識しながら業務に当たり評価し共有することで、新たな目標が設定でき、効果的な学校経営に繋がるものであると考え。

4-2 教育計画

次に、学校の教育計画について、『教育原理』から考えていくことにする。

同書では、幼稚園教育要領、保育指針幼保連携型こども園教育・保育要領が平成 29 (2017) 年に改定され、構成・内容に整合性が図られたことを紹介している。その中で、全体的な計画を作成し、取組の関連性を明確にすることが必要であると解説している。小学校以降では、学習指導要領がその役割を果たしており、各学校が全体的な計画を立てる上で、ミニマムスタンダード (必要最低限の基準) を明らかにする役割を果たしていると述べている。各学校は、学習指導要領を参照しながら、その立地や規模、地域特性、教育文化、教育理念等に基づき、教育目的を明確にし、教育課程を編成していると説明している。

これを踏まえた上で、各教員や教員集団は指導計画 (シラバス、単元計画、本時の計画ほか) を作成し、学校全体と各個人が責任をもつ部分を明確にし、改善を図っていく、すなわちカリキュラムの運用を図っていると解説している。また、ここでカリキュラムについても、計画されたものだけでなく、ヒドゥン・カリキュラムも含めて学びの履歴を示すものであり改善されていくものという意味も出てくると言えると解説している。

近年、カリキュラム・マネジメントの重要性が唱えられている。カリキュラムを教育課程と同義と取ってしまうと教育課程を子供の実態等に合わせて編成することのみと捉えてしまう危険性がある。カリキュラムを上記の意味に捉えると、カリキュラム・マネジメントとは、学習指導要領や子供の実情に即して教育内容を組み立てていくだけでは

なく、子供の側に立って、どのように学んでいて、どのようなことと関連させることができているか、興味関心を高めて次の目標に向かうには何をすればよいのかを柔軟に総合的に考えていくことと言えるであろう。幼児教育においては、幼児期の終わりまでに育てほしい 10 の姿が示されている。この姿に近づくよう、日々の生活の中で子供の姿を見ながら、日々の教育を考えるよう学生に意識づけたいものである。

4-3 教育の評価

次に、教育計画の評価について、『教育原理』から考えていくことにする。

同書では、評価に関してまず抑えておく必要があることばとして、「アセスメント (Assessment)」と「エバリュエーション (Evaluation)」を挙げている。アセスメントは、評価情報の収集とそれに基づく改善の行動を意味し、エバリュエーションは、集められた評価情報がねらいに対してどのような意味をもつのか、その価値付け意味付けを行うことであり、評価活動はこの組み合わせの中で行われていることを抑えておく必要があると解説している。

この両者の関係に関して、学生には、もう少し丁寧に説明する必要があると考える。吉田 (2006) は、アセスメントについて、次のように説明している。アセスメントの語源はラテン語で、もともと隣に座するという意味をもっていた。評価は大きく分けると、学習前に行う診断的評価 (diagnostic assessment)、学習中に行われる形成的評価 (formative assessment)、学習後に行われる総括的評価 (summative assessment) がある。子供の横に寄り添い、学びをサポートする際に参考になるのが形成的評価だと言えると説明している。

学生は、評価というとテスト等で学習の結果を点数付けられるというイメージが強いようである。子供の学びを促すためにも適切にフィードバックをして励ましていくことが大切である。特に、幼児の場合は、自分の行動や思考を観念的に捉えることが困難であるため、次の行動につながるための言葉がけを心がけたいものである。例えば、かけっこの結果が遅かったことで悲しんでいる子供に対して、普段から頑張って練習していたことも思い出させて、結果に向かうためのプロセスを大切にしようとする気持ちをもたせることも形成的評価といえるであろう。

続いて、『教育原理』では、評価計画と関わって、保育所保育指針解説を引用し、「取組の評価」と取組の意味や成果を見ていくための「子どもの姿の評価」を抑える必要があると説明している。また、各取組の場면을写真や記録にとり、次への展開を一緒に考えていく試み（ドキュメンテーション）も紹介し、評価項目も大切であるが、当初予測していなかった子供の姿から、改善点を見いだせることもあると解説している。

このような保育ドキュメンテーションは、保育者の評価活動だけでなく、子供や保護者にとっても日頃の姿を見える化でき有効である。子供たちが園・所で行っている活動を写真と文章で紹介することで、子供は自分たちの活動を振り返ることができるし、保護者は、園の取組や方針を理解してもらいやすくなる。子供の育ちを見える形で紹介することで、園・所に対する信頼強化にも繋がり、一層の協力と家庭での教育にも生かされることにつながっていくと思量する。

5 学校安全への対応

学校保健安全法では、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、必要な事項を定めている。同法では、各学校に、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という）の策定を義務付けるとともに、地域の関係機関との連携に努めること促している。文部科学省は、『学校の危機管理マニュアル作成の手引』（平成30年2月）（以下『危機管理マニュアルの手引』という。）を発行し、各学校独自の危機管理マニュアルの作成・見直しを促している。

『危機管理マニュアルの手引』において、事前の危機管理として、具体的な点検例を図解とともに示している。過去に起こった事故から注意を促していることが伺える。幼児の場合は、遊びに夢中になっての不注意による事故が生じやすい。保育士による行動の監視は当然であるが、施設設備、遊具の事前点検も点検・管理のポイントを抑えた上で定期的に行うよう学生の指導に生かす必要がある。

次に、事故等発生時の対応について、『危機管理マニュアルの手引』では、対処、救急及び緊急体制の例をフローチャートで示している。事故が起こった際の初動が子供の生命を左右する。知識としては理解しているつもりであっ

ても、実際に事故の場面に遭遇すると判断に迷いが生じる可能性が高い。不審者による事件、転落、熱中症、アレルギーによるアナフィラキシー等、一刻を争うことを踏まえ、一人で判断せずに兎に角近くの教職員に知らせるということを徹底させる必要がある。学生には、大げさと言われても構わないので即時対応・連絡を徹底する意識をもたせておきたい。

危機管理として様々な場面が想定されるが、本学の学生は海岸に面した園・所で勤務する可能性が高いため、地震・津波への対応について、見ていきたい。

文部科学省は、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波への対応として、『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引』（平成24年3月）を発行し、和歌山県教育委員会においても、『学校における防災教育・安全指針』（平成26年3月）を発行している。

両書において強調されているのは、訓練、評価、改善を日頃から徹底して行い、自分の命は自分で守るという行動を適切に取ることができるように訓練しておくことである。特に幼児は、保育者に頼るところが大きく、保育者の指示に従って行動する。このことを踏まえ、誰かの指示を待つのではなく、保育者自身がその場で冷静に判断し、行動できるよう日頃から様々なシミュレーションを行い、訓練を積んでおくことが重要である。

最後に、『危機管理マニュアルの手引』では、個別の危機管理について、幼稚園等における様々な留意点を示している。しかしながら、最近報道された通園バスへの幼児の置き去りの事故については書かれていなかった。事故はどこで起こるか分からない。学校生活全般を見通して、教職員全員で危機管理マニュアルを作成し、定期的な見直しを図る必要がある。

6 生涯学習社会における教育の課題

教職課程コアカリキュラムの「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の目標には生涯学習という言葉は入っていないが、『教育原理』では、保育者として生涯に渡って学び続ける意味を検討し、自身のキャリア・アップも考えるという目的で1章を設けている。

本稿においては、『教育原理』で解説している保育者の視点に学習者の視点も加えて、生涯学習社会における課題を考えていきたい。

6-1 日本における生涯学習

『教育原理』では、生涯学習の出発点は、1965年のユネスコ（UNESCO）成人教育推進国際委員会の呼びかけに始まる。それまで、教育はライフコースの初期に行われることが一般的だが、個人の生活状況に応じて受けることができるようになるものだ、と考えられるようになったと説明している。

我が国においては、こうしたユネスコの提唱を受け、昭和56（1981）年の中教審答申「生涯教育について」で、国民の一人一人が生涯を通じて学習できることを明確な目標に置くようになった。その後、臨時教育審議会答申（以下「臨教審答申」という。）を経て、平成2（1990）年の中教審答申「生涯学習の基盤整備について」において、生涯学習推進上の留意点と基盤整備のあり方が提示され、同年に生涯学習推進法が制定された。平成4（1992）年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」で、重点的課題として、1）社会人を対象としたリカレント教育の推進、2）ボランティア活動の推進、3）青少年の学校外活動の充実、4）時代の養成に即応した現代的課題に対する学習機会の充実が挙げられた。平成18（2006）年に改正された教育基本法では、第3条において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学修することができ、そのせいかを適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」としている。すべての国民が一生涯を通じて、いつでもどこでも学習支援を受けることができると規定されたことになると解説している。

続いて、これからの生涯学習施策の方向性について、平成28（2016）年の中教審答申「個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質の保証の在り方について」を基に解説している。

学習の評価について、中教審答申では、学習者が身に付けた学びを客観的に証明できること（社会的通用性）は、企業や学校、地域など評価する側にとって大切なことである。従来のように学位や履修証明、国家資格や免許などが客観的な証明に当たる。「検定試験」の導入や「人材認証制度」も挙げられているとして、この2つについて詳しく解説している。また、学んだ知識を生かしたり、生活課題

に対応した学びを提供したりするために、これまで生涯学習パスポートやコーディネーターによる直接支援、学習者同士の交流の場の提供などが行われてきた。こうした取組を充実させるためにICTを活用した生涯学習に関するプラットフォームづくりが構想されていると紹介している。

筆者としては、臨教審答申で「生涯学習体系への移行」が提言された大きな理由の一つとして、学歴社会の打破が重要な視点としてあったことを、学生には理解させておくべきであると思量する。もちろん、生涯学習社会の構築が目指されたのは、社会の変化が激しくなったため、学校時代だけの知識・技能等では対応できなくなってきたからというのは第一の理由ではある。しかし、我が国の子供たちが学習に打ち込むモチベーションとして、受験戦争の勝利者となることもあることも事実である。有名大学に入れば、優良企業に就職でき、後の人生を憂いなく過ごせるということが広く信じられていた。現在は、こうした感覚は緩んできたと言えるが、まだまだ根深いものがある。近年、学生向けの某就職情報会社が、職業体験の情報をメールで送る際、大学をランク分けして送っていたことが明るみになり、学歴フィルターではないか報道で取り上げられた。こうしたことが大きく報道されるのも、国民の中に学歴で評価されているという認識が強いからであろうと思われる。

少子化も影響し、大学全入時代であり受験戦争が無くなりつつあるとも言われている。しかし、小田嶋（2000）は、世界的な傾向とは逆に、日本では受験の低年齢化が進んでいると指摘する。子供の学力は、低年齢であればあるほど、親の教育水準および経済状態をストレートに反映する。このため、世界的な傾向としては、階級固定につながるような、また自由度の高い学制システムとなるよう改革が進められ、初等教育段階での振り分けは廃止されつつある。小田嶋は、幼稚園児の「お受験」は、親の試験と同じであり、親の経済力や社会的地位を査定しているのだと主張している。

学歴社会についての詳述はしないが、保育者となる学生には、幼稚園等が親や社会に及ぼす影響について理解しておいてもらいたい。

6-2 生涯学習と保育者の在り方

『教育原理』では、生涯学習の機会の増加と充実は、保育者にとって大別すると2つの側面があると説明している。

1つは、保育者のキャリアアップ研修に代表される学習機会を享受できることである。地方自治体によって、専門分野別研修（乳児保育、幼児教育、障害児教育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援）やリーダー的な役割を担うためのマネジメント研修、保育実践研修が行われている例がある。こうした研修は、キャリアパスの1つとしてみなされ処遇改善につながっている。

2つには、保育者が自身の専門性を生かし、保護者と子供を対象に子育て支援を行うことである。子育てに悩んだり、孤立感を募らせたりする保護者の増加を考慮し、親子が共に育つという観点から子育て支援を行うことは、生涯学習における保育者の役割だと解説している。

生涯学習という理念や構想は理解できても、保育者は多忙な毎日に追われている。余裕のない人員で運営されることが多い中、希望者全員が職場外で行われる集合型の研修に参加することも困難が伴うと予想される。こうした課題を克服するためには、行政や運営管理者が、園で職務を遂行しつつ資質向上のための研修や地域への貢献活動を行うシステムを構築する必要がある。例えば、研修であれば、園外で研修を受けた者が伝達講習を行いそれを評価するシステムや幼児教育アドバイザー派遣システム等が考えられる。

このように、様々な機会を活用し、自らの資質能力の向上を図るとともに、自らの専門性を社会の課題解決のために発揮できるようになってもらいたい。

7 おわりに

学生は、これまで学校という制度の中で、敷かれたレールの上を歩んできた。換言すれば、学校は権威であり、何をどう学ぶべきかは学校が教えてくれ、指示されたことを疑うことなく着実に遂行することで評価されてきた。しかし、学校制度は、固定的なものではなく、時代や社会の変化に対応して制度や内容は改革されてきたものである。

こうした変遷を理解した上で、自分たちが次の時代の教育の担い手として、より良い方策を考える力を身に付けていく必要がある。教職課程科目「教育に関する社会的、制度的、経営的事項」の学習を通して指導する中で育みたいものである。

8 引用参考文献

- 1)『最新 保育士養成講座』総括編集委員会。「教育原理」.2019,社会福祉法人全国社会福祉協議会,(保育士養成講座第2巻),194p.
- 2)文部科学省。「幼稚園教育要領解説」.2018,フレーベル館.
- 3)厚生労働省。「保育所保育指針解説」. 2018,フレーベル館.
- 4)教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会。「教職課程コアカリキュラム」.2017.
- 5)閣議決定。「第3期教育振興基本計画」.2018,https://www.mext.go.jp/content/1406127_002.pdf,(参照 2023-01-09)
- 6)和歌山県・和歌山県教育委員会。「第3期和歌山県教育振興基本計画」. 2018,
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/keikaku/kyouikushinkokihonkeikaku_d/fil/3keikaku.pdf(参照 2023-01-09)
- 7)和歌山県教育委員会。「和歌山県幼児教育推進計画」.2019,
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501100/d00152917_d/fil/suishinkeikaku.pdf(参照 2022-12-27)
- 8)文部科学省。「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況」.2022,https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/2022_chousa.pdf, https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/2022_chousa_hosoku.pdf(補足資料), https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/2022_chousa_ichiran.pdf(都道府県別), (参照 2023-01-09)
- 9)田代直人、森川泉、杉山緑。「MINERVA 教職講座⑤ 教育の経営と制度」.2001,ミネルヴァ書房,pp.35-52.
- 10)田中壮一郎。「逐条解説 改正教育基本法」.2007,第一法規,374p.
- 11)吉田新一郎。「テストだけでは測れない！人を伸ばす『評価』とは」.2006,日本放送出版協会,pp.109-115.
- 12)岡本薫。「Ph.P 手法によるマネジメントプロセス分析」.2008,商事法務,202p.
- 13)岡本薫。「行政関係者のための 新版 入門・生涯学習政策」.1996,全日本社会教育連合会,114p.
- 14)文部科学省。「学校の危機管理マニュアル作成の手引」.2018,
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf(参照 2023-01-09)
- 15)文部科学省。「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引」.2012,

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2018/12/04/1323513_01.pdf(参照 2023-01-09)

16)和歌山県教育委員会.「学校における防災教育・安全指針」
2014,

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501200/d00154076_d/file/h26bousai.pdf(参照 2023-01-09)

17)小田嶋隆.「人はなぜ学歴にこだわるのか。」.2000,メディア
ワークス,pp.64-71.